栫營秘鑑 一 壹

太政官文庫
和書門
類 七五三七
號 一八八
函 一二
架 五
冊

内閣文庫
和書
類 七五三
號 七
冊 五
函 一五二
架 四

内閣文庫
番號 和 7537
冊數 5 (1)
函號 152 10

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫
昌平坂學問所

柳営秘鑑原始叙例

粤ハ 御當家治教のやく備りし鑑觴と考へて来而例〻ハ落られ万ろ一つと寵のゝ挙記ものに漏給れ右大将武家ゝ伝授と執り懇延補使れ給わりしを宣所將軍家大ゝ代と武百ゝ来れ世のゝ後異朝ハ中ゝゝハ入霸れ雄のり仰ゝ意仁なる法國戦士に入ゝ安わゝ心もなゝゝる赤ハ豊長関白家天下を并呑らしハ雄業始皇のゝもむゝ也今亀代治風の教を好ゝゝゝゝゝすゝゝ剣滝李唐のゝ如し

成ル三位の位業を立のゝしを大宗の大文武
あふまてもたに法ゝ寛仁大度なん所恩ニ
はゝ[illegible]三位百年代治を事やせん日本上世おもゝ
八百年来の出業をあさあ文華をそゝ記央八荒
ひゝ恩業をもの況 御世万家なんを握り
東照大神君乃治を徳さめしゝ
台徳院公温潤の厚徳海内養ましゝ賞代将軍
百年来稽ゝの新 御代の例しい記せしめに
ものれり 抑

御当家関ヶ原御利運の後早速に水戸大納言頼房卿
及細川忠興朝臣の家門の礼法を同じ行ひ
義我又義を立され 将軍家の書礼法下賜せ
ものひ御法代ゝの法教法と同じ様なれ
家の法を用ひゝ諸節をハ別に同例乃儀ハ
き甲列侯討入ハ武田の家法を甲信後ハ
関東侯討入ハ小原家代法令を用ひゝ
法ゝ只年貢ゝ侯ゝ多なれゝゝ
のゝ常ゝ事又大坂夏御陣の後いまゝ戦国の遺

多年ものこと世に大相國の威風を恐れ言行かしこ
れ遠ざかりしかども御子孫御門跡の
出御ありて威しせられ給ふ日を待つ
まうに　出御のうつ事の法儀の業安心を中一
のうされなる程まして恒例のお仕　御對面のと又
上洛　東國の礼ごとのかたらるに東帝衣冠の
御器御休息の所のとたしてとをるわるしとわさを
のふ事かして宮殿と書つ殿を筋目を恐し
からも禁中いえより法儀の法義伯をのうをとる

されい大石東勤の法を出の法品川千住口へ上使を
きいされ皆老尼は没人はして文をもつ千住い又悪く
怪を没人とも　上使ちい家るる恵る法義の家く
指武蔵ん七ちかし人く東勤いつくとなし石てい
御鷹野うけは芝道筋御門品川千住をと
出御乃はかてに出は東勤を称せしを又市御
の一つのやしにのりしいろれ法りを名の家をく
上使としてむうふるにいかりはるる又
大獻を公尼　御代を絶せるひし附法義伯の面式

憲く呼せ給ひ　御渡さるゝの
東照文天下清草創　家康力を平治世の
方法を定むも同しく前ハ公同僚の後輩なり
給くあんちゝ力を家人分にて事動物
下寧に江川氏任ハまて　上使をも出せり給る
其代及んていゆきハまもなのゝにして今と
二代の格式といふ者なくさるゆへ向後者も清代の大名を
同しく其家老を給く法の代わいらん事
同家乃新きたるくさるなれ其ハ給ら家老

とゝに会せさるゆへ
〳〵家老の清の家こ年とを出ハ家老ハ
疾と動く思ひ立ゆわ〳〵ハ待ゆ光ハ世〳〵ハ
ちゝ〳〵家府と家風清とは　上使をもとゝ
ちゝ事をたゞ名わ中ゆ　年伏せしとゝり更ちり
清藩ゆ　入門　清ゆ人年度ゆ藩　板右の法義ゆ
動し藩を人ゆ清ゆ　清藩ハ清せゝ分ゆ
別頂載ちし時　上意ハ出ハそこ出ゆ抜き
中身をんゆ家ゆ　名指見せしに

清盛相とし清例ホ亦じ色八清盛先て勝さ
合せらを清度をしとを之世朝を人可落く世年
俗 作外らをしとをり城ミ大度ハ清盛をを
おを清らをりとをや往昔天正十八庚寅年豊臣秀吉
数万の大兵を率し相列ハ長向し小條氏政の居城
小田原を攻圍し其外の諸軍は関東八州の地へ元
向しを東奥五十四郡の地を沈ハ并合しをふ
惜しき哉世を
東照文おも秀吉陣所ハ命し給ふの時世軍ハ
なハ

東照文ハい奥州五十四郡へ清国暫わるへきうと風聞
せり井伊中将と旅たらて遠国所ハ弓矢の天下に
天下にをふをり弓矢を寒へ敵さるる時ハ
伊勢り百万石拵射わへハ奥州ハ物成の石
数ををを拵いをへ人数をへ抱て二万八千ハ十万八
率して上洛せしを天下にをハ其ものを弓矢
八と清意之御へ小関原八州を上洛をを十ヶ九ヶ
小田原陣合の内ハ清盛弓矢中ヶ之ハ
秀忠公と市浜わへて武州ハ清盛陣を

らは法人弼てきいりて山時より江府の北より東くゝ剛千
沒の芝原ゆゑ中くゝ西南とゝふまい拾町ゝも
別身人ゝ和ゝ——南ハまゝ廣大の畫京むさゝゆゑ
つゝきゝくゝといふ方ゝ西ゝ二國沖ゝ
飯せしゝ人の居城ゝて御ゝ城ハ人ゝ乃
河城河内丸中ゝ法つゝより國外ゝ西の丸ゝ惟二曲輪
ゆゝて玄蕃頭ゝ所ゝ中くゝ八幡の大守の居在城ゝハ
天ゝ正ゝ年ゝ紀ゝ山城ゝ中ハ康正二年人皇百代光孝帝 春ゝ谷の
土枝修理亮ゝ文ゝ改ゝ長ゝ太田資長ゝ道ゝ灌ゝ

京ゝ文ゝ五ゝ歳ゝ武ゝ州ゝ川の波ゝ寄ゝる ゝ夫ゝ義ゝ先ゝ告
ありて南ゝ城ゝ築ゝ此ゝ地ゝ東ゝに沖ゝ系ゝ大ゝ河ゝあり
て門ゝ外ゝ國ゝより光ゝ岸ゝ世ゝ南ゝ方ゝハ海ゝ入ゝて東
海の法國ハ中ゝに及ゝ江ゝ國ゝ南ゝ海ゝ中ゝ國ゝ法ゝ西ゝ迄ゝ
ゝ江ゝ戸ゝ平ゝ城ゝ ゝ人ゝ初ゝ ゝ別ゝ ゝ五ゝ山ゝ ゝ
盤ゝ留ゝ和ゝ乃ゝ時ゝ光ゝ資ゝ長ゝ平ゝ日ゝ ゝ大ゝ軍ゝ ゝ
石ゝ城ゝ ゝ ゝ沖ゝ長ゝ泳ゝ ゝ年ゝ ゝ月ゝ八ゝ日ゝ
受ゝ ゝ城ゝ ゝ ゝ勝ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
に南ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

ゆきてうんをいふ国一の富士八時々として千姿の雪
を吞又箱根ハ物しくとして第一宋のうちにて名合
こ月ハ石ゆしくそふ武蔵州ゆれて二千里北ハ海
かー　玉川の海帆蘆田方遠潟田乃長流玉川ハ
時嵐歴代とうくゝ渡海第ちの宝樹林ちゝ孔ハ
ゝ法をちの映滝見ゆゝんゝ忠庵生の西湖の
風景又ハ法歴時ゝ杉鴻の眺平をさゝれゝ思出
されゝ資長深ゆゝ
露とゝ思ゆもゝゝ乃立命ゝ度海をさゝの歌

ワゝ居ハ杉京をゝく海ちゝー富士ゝ根と新潟ゆをゝる
杉ゝ富士見ゝ稽ゝ称ゝー呉思ゝくて京ゝ山北信濃長
詩を作り送ゝゝる之ゝ詩　新編源会志巻第天神甘御ゝ書
ゆゝゝゝゝり資長呉ゝゝ山ゝゝゝ代城と藤さゝる
ゝ出御ゆ時ゝ及ゝ風ゝゝ怪ゆゝ人ゝ年又殿ゝ長
殿十四年ゝゝゝ資長ゝ命ゝて成田川新田の
御と人ゝの川城ゝ谷の山ゆ梅ゝ藤ゝゝ北の方ゝ
行きの河代ゝ法度ゝゝゝ天満天神の山社ゝ神殿
ゆハ殿ゝ至社殿ゝゝ洞五年宵殿ゝゝ神師ゝ

神秋郷ちゝ祇ちゝ社ハ風と爰に風と於るゝ故ゝ敬を慶ちゝ中法人是ゝ祇
る三谷天神の有秋門ゝ遠に華木の樓ちゝ
わゝ山ちゝとのゝ傷と瀬ゝ城ゝ流る
居ゝ山ゝ所ゝ第ゝて流ゝ山ゝ有ゝ。こゝのゝ
田のゝの居と一所ゝ天ゝ山ゝ天ゝ山ゝ有ゝ
山ゝ敬を居ゝ古ゝ分ゝ山ゝ有ゝ又ゝ川ゝ城
乃ゝ城の乾ゝ南ゝ氷川ゝ乃ゝ神ゝ居ゝ所ゝ品
是ゝ古ゝ天氷川ゝ大ゝ神と仕ゝ青ゝ敬ゝ居ゝ也ゝ大ゝ天

ゝ人神ハ川ゝ本ゝ神ゝ祇ゝ集ゝ年ゝ遠ゝ武ゝ神ゝ居ゝ祇ゝ人ゝ有ゝ也ゝ境
上ゝ加ゝ養ゝ悔ゝ の ゝ郷ゝ主ゝ也ゝ武ゝ信ゝ居ゝ祇ゝ也ゝ京ゝ也ゝ業ゝ年ゝ報ゝ の
前ゝ尚ゝ と ゝ り ゝ こ ゝ の ゝ 川ゝ城ゝ氷ゝ川ゝ し ゝ 社ゝ ち ゝ 主ゝ 中ゝ 為ゝ 廟ゝ 不ゝ と ゝ 謂ゝ
ち ゝ 伝ゝ ふ ゝ 業ゝ 年ゝ 吉ゝ 妻ゝ 下ゝ 向ゝ 水ゝ 流ゝ こ ゝ の ゝ 富ゝ 言ゝ を ゝ 設ゝ く ゝ る
ゝ め ゝ る ゝ 彼ゝ 彼ゝ 長ゝ 武ゝ 列ゝ 也ゝ ゝ 年ゝ 去ゝ し ゝ ゝ 中ゝ ゝ 年ゝ ゝ 兵ゝ 也ゝ の ゝ 氏
西ゝ ふ ゝ い ゝ 宮ゝ 作ゝ 八ゝ 幡ゝ 法ゝ 座ゝ の ゝ り ゝ 後ゝ 年ゝ 徳ゝ 川ゝ 誠ゝ 文ゝ と ゝ 少ゝ 来ゝ 代ゝ 社ゝ 再ゝ 興ゝ あゝ り ゝ 南ゝ ハ ゝ 仙ゝ 波
年ゝ の ゝ 山ゝ 麓ゝ に ゝ 山ゝ 王ゝ の ゝ 社ゝ わゝ り ゝ 文ゝ 明ゝ 年ゝ 中ゝ 道ゝ 灌ゝ 江ゝ 戸ゝ の ゝ 郷ゝ 人
ち ゝ 仙ゝ 波ゝ の ゝ 山ゝ 王ゝ 三ゝ 社ゝ の ゝ 天ゝ 神ゝ を ゝ 江ゝ 戸ゝ 年ゝ 門ゝ に ゝ 飲ゝ 法ゝ 寺ゝ 山ゝ 王ゝ 八ゝ 七ゝ 永ゝ 板ゝ 町ゝ 山ゝ 移ゝ
郷ゝ 天ゝ 神ゝ ハ ゝ 同ゝ 年ゝ 六ゝ 月ゝ 八ゝ 日ゝ 氷ゝ 川ゝ の ゝ 社ゝ 也ゝ 雅ゝ し ゝ て ゝ 藤ゝ 戸ゝ 山ゝ 神ゝ 崇

矢八幡宮又神田一千頭天王并瀧川大明神八幡外瀧
川社と中間祈願寺品川辺住古より信敬し奉る
也星宿將門の妻と奉とし[illegible]芦原流の瀧川の大明神
八大龍王雨降神とて鎮る鎮座の脇地也
東照宮は天正十八庚寅年八月朔日小田原より此地
愛宕に誘引ありふ相模国御殿国修受有りて九月十四日に
江城に移り入給ふ先此頃中なる事八少年にて地形
を学ひ見ん為とて江城に西小丸関流合戦場三郎
清[illegible]地割わり[illegible]の広さ[illegible]て合と唱ふ不

用の城郭しるなし[illegible]列大番所瀧川清家に外
に番所なり大番所平なり浅草番所と在対の番所通
れ筆はなる所と称し又日本武尊の弓八幡宮自在
の御宝矢八魔を祓ふ厚紙と伝ふ[illegible]
但れ[illegible]
遠湖千潟の際の悪を祓と[illegible]
[illegible]
別[illegible]
[illegible]
[illegible]

上商拓さらに米を集め事蔵のことくけ所に海に
五穀の事なれさへ四つの海の北に
田畑としてさしの武蔵北を又作るの地と成る
大穀豊饒にして民家を作り山のうまいかと
大地震民辛苦を尝へしと海さへ千沢山鷲辺沢
山信濃国のしに月月又雨つゝ雨ふ
酒泉や山の陽にして出る日代人方も海に家元の泉
鷲見光度中院通村卷山分を称号人せしまと立
り相又尚ほし武蔵国と在佐事い山田の中に
祖父ら蔵中に事ありり高山のゝ海伊に遣家方の
大小思て立てることし山まとし人皇十武代景行天皇
の時に日本武尊東夷を征ひ人今為世間平ら治
彼蔵のけりしきと又治のけ山の峰ひ山国北
人の心はを事有事解出し陽まし海も理ひ
家人ゝ大将軍として東夷を責給へ
人ゝ方に下まて孤くいけ蔵北神祇軍をもつへし
て自家の武具武蔵のとある宝剣を帯ひ
山神ゆ参りのふ武具七箱し宝蔵の国のれい文

京に武蔵と書らるる相行なるべく國平出羽の義は
今をもって武蔵武奥と云ふものしるす
さしの國と名付しる彼の蔵は萩家の宝庫撰
出羽守殿見と談話せしもの如見の蔵とも称せり
時の御源元年治乃孔寿永元年鹿ヶ蔵と云ひ出の武蔵と
も称せしるる南部と云ふ所に蔵ヶ原と又体と有る
是天下北城一國の城一郡の城と名く有れ此
城天下北城の格に於ける主武は日神相応まれ
叶つり天然の地勢新に成れる高所の
碓しの人家朱雀と名ひ人の群集を常盤橋又称し
北流に流れ出る大きの流を表し此を江戸川
を折使を右白虎と表し虎の門あり
山を以て後玄武と称ひ山あり三天下の城は
城郭北方の意に城と云ひ市城と又郭と
云ひ市城を中心十里内外に一つの海地を称く東
海道に箱根あり又場と云ひ市城と云ひ
陸奥に雲霞を設し新潟の川へ多賀の
利根川百姓川本の國あり中國の方に筑前

さしものうしてそれ方里四方に餘る地を含とりて
外安を固ちと所存城の備法よさのく操ハ是すべく
天下此城ハ備をとろのふゆるとふるもでて秀是ハ備法し
法式をとろのまる之出陣をしく八月福田かつの刻より関ろ
やしなん而る指揮の中わり是門脇毎に名陣でひ之
熱ろ曲輪らもの佑書所でひしく柱わりたるよ載ゐ
打出し出るら刊の阪より出てあるたらひ是当ゐ
わやけ此政事新價人ら城人より恒人よる端腈ハ味方
わくハ敵えとしふ数の城よ名将の實にも成れる

不足なる事なかるへし如斯平常九ケ所に陣よ
叶ひあひふう成よ四民糧をかふて集り数里ゟ召
に鶏鳴吹のちうりらし沙盤堂ほ日此城ゟうかきへ
残るにり暦西年より堺西線七しわらし標を酒井
空下 讃岐守忠勝 入道あくし存命中と其孫のかく堺
営作りあくさうへ此に其城を古之慶長の神政ゐ遊
ら新し時に八湯倉殿の定成とん殿堂にほ他しを
置くし其後 公方を許せしてより車より殿上の
関上檀御帳蓋々總角をとし新しかし室町殿の定成と

[illegible]ものさう大廣間松の間ゆ[illegible]代見の御[illegible]の格に
[illegible]ゝ実検の窓[illegible]又柱のとい湯舟ゝ古風なる
今[illegible]ゝ改らまし[illegible]万治年中新造の御殿百
畳首のごとく[illegible]の法稽古門弟[illegible]御稽古
といふ石垣の横の[illegible]と天守[illegible]
さうひ[illegible]法天石つ[illegible]御[illegible]と家毎ゆ[illegible]
[illegible]法[illegible]の[illegible]の者[illegible]御仕[illegible]
[illegible]止[illegible]ゝ[illegible]御代始て[illegible]法令[illegible]
寛文の[illegible]御[illegible]古法ゆ[illegible]御[illegible]の御[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]を捨ゝ[illegible]御代と御[illegible]ゝ[illegible]寛文
の初[illegible]小[illegible]袖[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]風俗大ゆ改ゝ[illegible]長ゆ[illegible]異相の[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]二九
[illegible]武藏上覽[illegible]御[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]御[illegible]
[illegible]道[illegible]ゝ[illegible]文法[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]利長の[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

蒲生堂三尼の忠言を聞て始て此例を破しとゝや
又殿中の御法規式或は元旦小屠蘇の儀十一日
御連歌御加祥の儀又い御婚姻小葬の行
なとゝ式法は式法書に記載
まゝ小事繁多なるを古の礼法
格式不作〳〵来まる例しなれ共易小去るさうくゝや
御もとゝも書一度毒を記し多は公礼儀式
殿中を昇れ格例小法度伯上中下礼法法
文の勤法猶小務ることし仍て家小御置秘藏と

名法帝内まして小家小秘し敬幕府金子
亭むきりとし実小重勤の志より陪臣の僕小
出るまて世書を繁多せしこと今日人と交り世間
席よりむくいふとも記とくゝ酒ふるかくおい
面情の秘を見まゝ人りのかゝむと云尓
元文万形多竜を城南の富倉小被ると云く
元文之文字書所尤記之
文選何平叔景諸殿賦曰氏創元基文集
大命皆體ノ天作。剏須時立政
至ス于帝皇遂皇淵而累盛之云

御営秩遍惣目録

巻之一

一 御公家御門跡王子列兵供奉の道具等之格

一 官爵叙位之作法

一 御一字頂戴之家々

一 五位布衣役儀之作法

一 上使之作法

一 諸役人之作法

一 御書記之作法

一 遠国御役人常法并文武傳

一 法領主文武傳

一 禁裏進献之品

一 御薬師鳥帽子作法

一 三帝之御時服若宮御祝儀之

一 万石以上御家賢

一 西丸出仕之輩

一 病気御尋并御服上使書簡之作法

一 御代参列社寺御名代遠国之家々 牧野備後守 安藤信濃守 水野和泉守

一 幸中御社参并御奉御代
一 諸大名官位昇進之事賜
一 御役高家之列
一 御名代猶役
一 御精進日之事
一 上野増上寺法別當所
一 御中方出家之事

巻之三

一 御城内外御警衛勤之事
一 上野増上寺 御成之事
一 八節句并公家衆御對顔之事
一 大小名諸侯賞人
一 御成御供列
一 御軍賞下家督之事
一 切支丹宗門改之事
一 衆科所親族之事
一 殿中座席之事

一 年中奉書連判之儀申入

一 年中之諸役之儀

巻之七

一 御家式日立合同高合賞人

一 御軍役之儀并御拵方

一 御役之儀

一 諸役人負数并組之儀

一 諸番所番之儀

一 諸国国郡之儀并條目付之歌

巻之八

一 年中御愛宕

二月廿日光久祝 御暇

一 年社参礼 七種 御暇御祝

二月十日 公家衆来向 御對面 御暇

一 十使之儀

一 御月次御礼

一 六月端午

巻之六　年中行事書下

一　六月山王祭礼
一　七月七夕盂蘭盆
一　八月八朔御祝式
一　九月重陽神田祭礼
一　十月玄猪御祝式
一　十一月
一　歳末

巻之七

一　御代始真之之御公方様御家
一　将軍宣下御祝式之儀
一　御年九歳被仰付并学者
一　吏留学之人
一　諸大名嫡子座席之儀
一　御貴代御式目大概
一　於御上公事訴訟　上意場不寄并学者訴訟
　　人数不出

巻之八

一 戸田志摩守返り忠様に付関係書類共給書

一 小金中牧御鷹場一件関係書

一 御鷹之場

巻之九

一 日光御社参御行列之儀御休御附

一 唐松源流有小倉藩長門国立行列共御帰城

之節之儀

一 吹上之御上覧之儀

一 大雲地震之儀

巻之拾

一 御服部関係松平大隅守様方に御入寄之行列共

御乗馬共

一 此之儀 御下向御行列共御供御 御入寄之御儀

大概之事

一 鶴姫君様御入寄御行列之事

一 松平越後守光長家士御陣場御書之事

以上

御宮秘鑑恵目録 大尾

柳営秘鑑巻之一

一 御三家御家門国主之列并侍従之道具ハ之格

一 三百俵 従二位中将 徳川右馬頭宗武卿 右家号

御格式等本家大概御三家准之 御所人格ハ之分

御本家今ハ七千五百石

一 三千石 従二位中将 徳川刑部卿宗尹卿

右同断 御三家ハ一色侍従御表御殿出御右同断

御三家

一 尾張宮二万拾七万九千八百石 従二位尾張中納言宗春卿 御長男

一　御先祖尾張大納言義直卿ゟ　東照宮の九番末子御生
誕水加賀守宗清女初め八幡の社人竹腰氏の養度長五年
御見に出ゟ元和ゟ同八年甲列を進ゝ七歳ゟ元服
従四位下右衛門督慶長十二年尾列に国語二列濃列の内
共ゟ六拾弐万石の法度ゟ　　ゟ八歳ゟ御附
に平岩主計親吉妻抱ゟ　　ゟ　　ゟ　　ゟ
板ゟ十二ゟ御附矢藏二位中将慶長十九年大坂
御初陣ゟ　　ゟ　　ゟ　　ゟ　　ゟ元和二年
檜中納言寛永二年従二位大納言慶長二年五月二日

一　　ゟ　　ゟ　　ゟ　　ゟ　　ゟ　　ゟ
紀列ゟ五拾八万石　従二位　紀伊中納言家通伊長男
　　従二位中将　　徳川常陸介家康ゟ
一　御先祖紀伊大納言頼宣卿ハ　東照宮の十番君御生母
正室尤近衛左大将平康長公通親卿ゟ女慶長七年伏見ゟ御誕生
翌ゟ年常陸国水戸ゟ五百石を賜ゟ　　ゟ　　ゟ　　ゟ
源頼ゟ　　ゟ同十一月ゟ右衛門督ゟ同時ゟ元服従下総
ゟ叙ゟ　　ゟ常陸介ゟ　　ゟ　　ゟ　　ゟ
後形宣ゟ改名ゟ　　ゟ同十七年水戸城ゟ　　ゟ

西国に被遣しもの、同十二年従二位宰相中将に昇る有
り、年十歳也、元和元年大坂夏の陣に廿四歳にして
初陣、安藤帯刀水野出羽守に被仰付られる、同三年
相中納言同六年従四位下侍従に被成、同元年
正二位に被下、水戸中将家綱卿
東照宮十一男にして法名
一
水戸御屋敷に於て薨、五拾五歳、
一
門先祖水戸中納言頼房卿
一
薩摩忠長卿、当年廿歳の女子を
寄越申候、此ものとくと吟味仕
天命に任て当新古
年常例下賜之、
文七八年伏見に出て
同十四年水戸の城或拾万石に被
成、
加賀、
上洛、
九日五十九歳にして
大御所、
慶命を
被仰付、初て武具

加賀守吉備之介と柳営に御徳川治備代集会の芸者
城内しらる世上に尾別紀別水戸と家と称せられ
学のしあり恩ある事なり中ものの人民共お愛のく
御小上れとんとうしいなんしこ方尾別紀別と家と称
ある人しこ家水後中島の藩家藩後同名と昇ゆる
ゆる紀大柳営なしていそんせものなる　公方家と宣位
大中家の格と高者と称表奥陸に　御貴人と場
ゆるして下席の上首有事ゆゆ中と家と中書院
みしして敬意有事とゆるや

存門之家と称し長子しゆる人い徳川と称せ世襲及
藩ゆにおりていい松平と称し尾別紀別と紀尾御官
紀伊中将水戸い紀伊御中納言御人行きも同明と古候代扶
御養金飯藩後同中役或い虎の皮も掛ゆ牽ゆい行ゆ
ゆ立ゆ御親式の附ゆ七中道具ゆ拵ゆ公要ゆ新
揚腰道人岩中中石具或中長刀後打立傘位中道具
ハ治ゆ立ゆ治ゆ中中老中人服元常ゆ位石具ゆ
御親式と言ハ布衣素袍如中ゆ名ゆ家門傘ゆ拵ゆ右
御親式と御ハ七中石具中長刀立傘家傘

[illegible]是古

常憲院様御代[illegible]　伊出雲守　伊出雲守[illegible]伊出雲と称し[illegible]馬

先[illegible]

一　越前家

津山城主三万五百石　越前家嫡流　松平庄五郎

長門守様御拝領之節　拝領之箱等ハ拝領之節

道具弐本差添ハ[illegible]伝ハ[illegible]

家[illegible]城[illegible]

一　越前国主三拾万石　淀侯御[illegible]　松平兵庫頭家[illegible]

右同断　但[illegible]

御[illegible]

一　出雲国主三拾八万六千石　松平幸千代

[illegible]

一　白川城主三拾八万石　従正信卿侍従　松平大和守義知

[illegible]

道具或ハ[illegible]

一 四石城主三万石　従四位下侍従　松平[illegible]

右同断

一 雲州新田[illegible]三万石　従五位下　松平[illegible]

右同断　但石具　年[illegible]

右同断　従五位下　松平志摩守忠[illegible]

右同断

一 奈良門跡主三万石　松平河内守忠[illegible]

右同断

右新参家筆頭ハ[illegible]　今役也世[illegible]

但伊勢ノ志摩ノ附分　今役ハ[illegible]

度遠中ノ[illegible]　[illegible]

[illegible]

一流ノ[illegible]　[illegible]

[illegible]

右門[illegible]　布衣書[illegible]

[illegible]　[illegible]

一　右越前家之先祖結城中納言秀康卿ハ
東照宮之御次男ニて御母ハ永見志摩守（或本田ウカム臣乙女　在所ニつとも）
と云人の女也天正二年二月八日ニ遠州宇布見村ニて生れ
させ給ふ其時家康公御懐妊之事　御前に伺候せし時其の母
此者を抱て出し御子ニ産衣中着中帯迄とも
東照宮又御取用ひなかりしを本多作左衛門はかりて我宅ニ
ハいたはりて御子を光育しまいらせ後を今迄其の子となして
未た御目見もせさりける故先数ハしらさる事なりしを御対面も
なかりしを御嫡子岡崎三郎信康公より御上意ありて

成候よてせ三の御歳御父子御対面遂させ給ひし
とかや
秀忠公ハ御弟ニてありしを岡崎三郎信康公生害之後
御世継ニ定められしニ秀康ハ秀忠公相対之事を中納言
秀康卿ハ太閤秀吉公の御養子ニ遣されて後ニ豊臣家
を称せられて結城左衛門督晴朝の嫡嗣と成天正十八年
に結城ニ御年十七歳ニて十七歳の時也としめ
三河守ニて後従三位宰相ニ任じ慶長五年上杉を押へ
小山より宇都宮に結城を大将として下野を励しける

元和元年二月二日東勝御ゝ変ゝ
同十月越前を揚させ給ふ同十五年二月中納言秀忠任
同十二年閏正月八日二条城にして越前殿を
御連立の御院号を奉きんる春殿と号し東帝の像
を世年号を改元ありし後
東照文礼命を以智恵院満参上人越前へ下り新院の
開させて院号を奉しまする是より後あい浮光院殿と号
そ奉る此時世しらいい
広徳院殿なり是浄宗教を以て出家剃髪し初て出川と
号し也出家後 嫡子を秀康に
広徳院殿と長浜宗教あり
一 秀康は浄土宗に従信宗相公浄土寺忠直の後号一伯爵越
前ゝ家臣曽出侯御母は村田氏の女 伯耆国山人 浄泉院殿と号
氏忠直五歳年にして大坂御陣一番乗の軍功人
世の知る所なり時に豊臣秀頼の近
臣なりして越前也
一 越前従信宗相忠昌に御子童石丸と云秀康に
浄泉院也出母は右に同元和九年御家十九歳侍従と任

伊勢守と号し同後号信濃守叙同年三万石家督と
なり大坂に出陳し同年の御小加有り
東照宮の御称号人有元和二年信州川中島十二万石を
賜ら伊勢守同三年越後三国弐拾五万石に移り正保元
元和九年忠昌忠直の跡を継ぎ越後家督宗倫
らるし小笠原忠真の弟信濃守忠真の跡を継ぎ
参河岩槻に移り十年百石成領せらる
寛永十年忠昌嫡子右衛門佐光通家督を譲り
隠居後嗣子なしと言上有り私に国の御暇
を拝領し元和元年より同家に暇を賜り
拝領して垂髪国に帰り出府し
松平信濃守家小笠原中務大輔に仕え光通の家老に成
成信濃守則氏成老中に達し光通は家を継ぎ長
非自殺せ信濃守光通牙城を新築し武拾
五万石下野家を拝領し信濃拾壱万石を
後信濃守忠真と号し下野家を
しる信濃守吉郎兵衛なるべしと早世信濃守吉郎
の実乃兄の家老中務大輔宗昌自分の分知五万石
と合せ拾五万石を拾万石にして本家を拝領し

一

越後中將光長卿は越前宰相忠直の嫡子門母は
白德院殿門女（三河殿と号し法名天宗院殿）忠直卿に先立て討死光長卿を
伯父の伊勢殿とて十五歳せ給て越前の家督を忠昌
卿に奪られ伯父義殿は越後の三郡（魚沼・頸城・蒲原）を
門母に賜りしに門母三郡を捨て伯父の伊勢殿へ
こそ奉られ給ひ藏人として公儀に
仕給ひ軍功を顯はし小國を
伯父に賜りて伯父明石と名乘給ひ
其後女房共皆〻我も知ぬ
所にて子孫を生給ひ
所〻に立國す其内一人法眼の婦人
多く立國す其内一人を湖に
ゆき給ひ伯父伊勢殿に命じ伯父に
石と名乘て其後家中に隱れ
其後程年大和守忠雅と
山城守秀康と宮内と号し
嫡子淡路守早世故人〻
は家臣淡路と号し
秀康は三男故母方の
武功有出雲國十八万石
少し号次長と結婚し家
一

一

越後中將光長卿は越前宰相忠直の嫡子門母は
白德院殿門女（三河殿と号し法名天宗院殿）忠直卿に先立て討死光長卿を
伯父の伊勢殿とて十五歳せ給て越前の家督を忠昌
卿に奪られ伯父義殿は越後の三郡（魚沼・頸城・蒲原）を
門母に賜りしに門母三郡を捨て伯父の伊勢殿へ
こそ奉られ給ひ藏人として公儀に
仕給ひ軍功を顯はし小國を
伯父に賜りて伯父明石と名乘給ひ
其後女房共皆〻我も知ぬ
所にて子孫を生給ひ
所〻に立國す其内一人法眼の婦人
多く立國す其内一人を湖に
ゆき給ひ伯父伊勢殿に命じ伯父に
石と名乘て其後家中に隱れ
其後程年大和守忠雅と
山城守秀康は三男故母方の
嫡子淡路守早世故人〻
は家臣淡路と号し
秀康は三男故母方の
武功有出雲國十八万石
少し号次長と結婚し家

世良是左馬頭殿之御子

一 今武蔵守殿志摩守家之出身寺殿の養子なり

右兵衛大輔幸子代元服加冠し附 御一字を給ふ

御盃しと御腰物ハ代也 庶家中嫡流ハ家しる

御代々御字不能 下総守殿初ハ光 早世成

北条ハ代しと今庶家 知年成格式未相知 兼家ハ

当相年と称せらるなり

御門葉之列

一 源列之次之三百石 従四位下中将 松平但馬守殿

尾列家し嫡流也

長門守殿 松平伊豆守殿

具又借屋具方之二人 服部帯刀

一 伊豫西條之三百石 従四位下侍従 松平京之亮殿

右同侍中将

紀列家し嫡流 右口同

一 上列日野之三百石 従四位下侍従 松平中務大輔信友

清水殿 松平摂津守殿

実之舞 大国中之世先祖 従四位下侍中将 松平

紀列家当之代成 那列

一 三万石城主三万石弐百石 従四位下侍従 松平潮次郎殿
長刀腰折之傘骨竹木細代五貫弐百文
昼夜折揚骨竹木細代五貫弐百文
一 奥州森山三万弐百石 従四位下侍従 松平大学頭殿
水戸家ゟ分家流也
長刀腰折之傘骨竹木細代五貫弐百文
六人服紗帯ゟ 但ゟ家ゟ分家流也 皮袋ゟ入之持ゟ
右日御但長刀之ゟ
同 若狭守松平
一 常州府中三万弐百石 従四位下侍従 松平播磨守頼時
長刀腰折之傘骨竹木細代五貫弐百文
六人服紗帯ゟ
一 常州笠戸三万石 従四位下侍従 松平勘兵衛殿
腰折之傘骨竹木細代五貫弐百文
六人服紗帯ゟ
一 常州
一 會津城主三万五千石 従四位下侍従 松平肥後守容貞
右代々水戸家流也
同 家八郎

長刀接拵、之拵ハ河内細代宇内道具、武州治之を持ち
茶兵衛合拵ハ信長真有り、右ハ河の兼し列清親、
帝布衣茶抱卑ハ名し、寄合拵を持ち、但朝負伝父
ゆゑ也

一
河内祖保科肥後守正之家
古実殿ハ若表ゆゑ保科肥後守正光願ゆゑ
ゆゑ正之初名幸松丸と申せし、附書ハ家督
相続有り、寛永九年従日位下肥後守ゆゑ任正之長
同十一年侍従ゆゑ任し、同十三年信州ゆゑ二万石を賜し
弐拾万石ゆゑ出羽国山形城ゆゑ移る、正保元年ゆゑ
二万石ゆゑ加恩也、奥州会津（所領若松城）
都合二十三万石ゆゑ領す、同弐年ゆゑ近衛将監任、従五位
上に、承応二年正保ゆゑ従下、寛
文九年従五位同十二年二月十八日逝去、行年六十四歳
羽柴中納言将軍位ゆゑ上、肥後守ゆゑ
右ゆゑ用賢及守孝後ゆゑ
長流行義ゆゑ連枝と編諸と称ゆゑ、河内家ゆゑ
河内家ゆゑ上称ゆゑ

国持衆

一　加賀能登越中三ヶ国　松平加賀守殿

三百弐万弐千七百石正従四位中将菅原姓

平氏前田　御簾中　松姫君秀忠

常憲院様御息女　実尾張中納言綱誠卿御息女

御台家に准ず　御親戚　御同家筋

御台家と同く敬重有之　金沢城城内

家中道具弐年先に立持之　信濃中乃末迄家来奴子

御供

右同断　同　勝丸

一　奥州仙台主　松平陸奥守殿

三十万石余　従四位下侍従中将藤原氏伊達

金沢城城内長日傳打立傘　揚幕忠宗公虎皮敷

廣家紋道具二年間弐ヶ所先城箱に入れ立持之

御入部毎度高令持之　信濃中乃末迄家来

御供

松平越前守殿家村

門葉中　利根能者候　當上様御書被成候
中納言家中之内也　但此内女房
石門所位相揚腰差　無中間也　道具之事、立不申候家
弁無法候　其内門所

一　薩摩大隅式ヶ国主　松平大隅守従豊
三万七拾七万八百石　従御本行之通指相中将源性朝臣
門葉中　竹姫君様　常憲院様御養女　実ハ清閑寺
大納言殿之姫君　御内也　家老　御用人
已前年門人衆有之

右門所門之腰綱代無相違　道具之事立不申　弟衆無法候　其
馬口所　年始門鎖式之　道具相麻上下　若者馬口丸
大小帯之

一　摘子　竹姫君様御書　同又二郎君御
右義ヶ国主　松平安房守長
三万拾弐万二千五百石　従御本行之通指相中将源性朝臣
長門様相之傘相揚門戸腰差　家内虎皮鞘　鞘掛之
業弁無　今様之但代　其内　道具之事　弁相揚之
年代門下之通所小不相　今相立之　之相之無

元来清水市左衛門の
嫡子　　同伊勢守宗頼
右同断

一
同備後守武子国主　　松平相模守吉泰
三万三拾弐万五千石　従四位下侍従藤原姓
長刀傳打之拵　打揚鞘黒塗　虎皮鞘
武平治之合打　第弐番合　又位負
嫡子　従四位下侍従　　松平安房守宗泰
右同断

一
伊予国主　　松平大炊頭侍従
三万三拾壱万五千弐百石　従四位下侍従藤原姓
長刀傳打之拵　打揚鞘黒塗　虎皮鞘
黄漆仮道具　武平治之合　第弐番合　又位負
嫡子　　同　　茂十郎

一
右同断　但狩衣熊皮
同筑前守武子国主　　松平大膳亮宗廣
三万三拾八万九千石余　侍従大江姓
打揚鞘黒塗　長刀傳打之拵
打揚鞘黒塗　鞘ノ内ニ合仮也　蓑箱合仮

慶長年後掛ケ合道具或年先に金物ケ門先の長刀長
ケ物人ハ長人雑物帯ハ又帯ハ金物ケ長拿と
天地物袋ハ長ケ物ケ信長ケ道具ケ

一

藤原国重

松平藤原寄作ケ

ケ長刀二尺五寸 信長ケ作 源性ケ長 黒田
藤物ケ長拿ケ長ハ 皮袋入 常物ケ道具ケ物也
先ケ挟箱ハ 信ケ物ケ先ケ挟箱ケ作ケ長ケ
右ケ中道具ケ挟箱物ケ長ケ物ハ中ケ物ケ
先ケ黒田藤原ケ長ケ編ケ作ケ代ケ

信ケ細川家国ケ相勤ケ道具ケ長ケ
子ケ黒田右馬作先ケ代ケ料ケ藤原一国ケ
藤ケ作ケ 作ケ長ケ細川先ケ池ケ挟箱ケ長ケ
道具ケ長ケ作ケ或拾人ケ武沢源谷長谷寺人
藤ケ作ケ藤ケ作ケ拿日ケ信ケ物ケ拿 城ケ
細川ケ書ケ長ケ長谷寺ケ長物ケ作ケ物ケ拿ケ
道具ケ挟箱ケ作ケ侍ケ人ケ道物ケ拿 城ケ
長ケ物ケ附ケ長ケ人ケ道具ケ物ケ
ケ物ケ

一 肥前佐賀城主　　松平信濃守家義

三万三拾八万七千三百石余　従昔信濃守代々家来

陶治傳右衛門方へ毛皮鞘袋有之　道具

武甲先祖代々持来候先拵箱に入双之　今持来候道

具ならし六人御へし布子御羽織着之

一 右同断　　同　丹後守家教

阿波法印武内国主　　松平阿波守家臣

三万七千九百石　従昔信濃守代々家来蜂須賀

徳右衛門方家伝　武甲家代々持来候長刀

道具なりし法華経の朝し道具是も先祖伝来蓮華

院様より法華経を賜ハ候　城内家中諸侯

有之候迄毛皮袋と道具一式相出申

一 肥後国主　　細川越中守宗孝

三万拾四万八千石　従昔信濃守代々家来

長刀袋右衛門方へ毛皮鞘袋入御道具

武甲先祖代々持来候　法華経の内法華経

有之　第五番目持来候拵箱に入候二ツ有　駕籠の

勝手掛之事ニ付大小拵也

一 土佐国之

弐拾万弐千石 従正徳下り佐竹氏 山内

備前之拵 江戸屋敷ニ有之 但奥武士ニ有之

一 秋田城之

弐拾万六千八百石余 従正徳下り佐竹 源性

右同断 但道具武士ニ成て合拵之 拵第之

脇ニ六人御小布子着之

松平土佐守豊資

仕作 左京之亮義崇

同 源陸之義崇

右同断

一 伊賀国之

右同断 但道具武士ニ成拵之次合拵之

弐拾弐万三千九百六拾石 従正徳下り佐竹氏

藤堂

藤堂和泉守之拵

一 奥州磐城之

弐拾六万石 従正徳下り佐竹氏 長尾

長日備前之拵 寺場際黒ニ而虎皮鞘有之

上杉民部大輔宗房

道具武平次殿箱ニ仕不申候ハ、其方ニ仕候ハ、ニ
一 筑後久留米城主　有馬中務大輔別当
三万弐拾弐万石　従四位下侍従　源朝臣氏森松
一 宗家准国主
常憲院様御代国持ニ列シ候御礼
福井三位中将殿道具武平次殿ニ被仰付
今ハ、ニ道具ハ雨天ニ成ル筈ニ御奉行仕候
一 肥前小城主
三拾万石　弐万石ハ八十石　従四位下侍従源朝臣氏柳沢
松平甲斐守吉里

父子濃守
常憲院様御側出家ニ成ル上国持ニ
列シ申候
長門福井三位中将殿ハ被仰付候ハ、
其武平次ニ成ル
世子福井中将松平幸千代相加ル故合弐拾家貴賤
国持ニ称セ候ハ、
味有柳沢新家有馬ハ元准国主ニ成ル此家ハ唱ら
ル事ニ成ル故貴賤ニ成ル

仰年賦領以後為附庸之節初年慶長式来知治之也
不凡國持之領令ハ雖不全領於一國其家々に与て代々
之号之附庸〻之國持と称する之の可り

一 宇都宮城主
三拾万石
毛利豊前守殿
伊達伊織 村隆
慶性可り

一 筑後柳川城主
三万石
立花飛騨守殿
立花宗茂 法名

三拾三万九千二百石拾七石余 但内訳下総性如氏戸沢
袋入 金十道具式代四之小刀付之 但又代石具与之
毛ハ内訳 伊勢ハ 伊勢ハ 度世 新ハ 法之文之 帝ハ 代石 琴之

一 奥州二本松城主
三拾万七百石 但内訳下
袋入 金十道具式代 寄西之 又代石
奥与之 毛ハ内訳 伊勢出 度之 代石 流源 世之
右氏之國持並之 偏ハ 新ハ 毛利甲斐守 個之 泉
州列 中之 元服之 附 竹 字 下之 世之 代 個之

丹羽左京大夫 寛
慶性可り

[illegible]

准国[illegible]格[illegible]除[illegible]通[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　若狭国一[illegible]　従[illegible]下　酒井伯[illegible]

[illegible]

一　志摩国一[illegible]　従[illegible]下　稲垣摂津[illegible]

[illegible]

一　[illegible]国一[illegible]　従[illegible]下　桜井肥[illegible]

[illegible]

右[illegible]

官[illegible]叙任[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

家臣ニ侍従ハ出ても臣従ハ臣従し為侍従
先規ハ家ハ叙ハ家ハ列ニ
私ハ面ハ面ハ家臣ハ家臣ハ侍従ハ
家ハ家ハ家ハ侍従ハ
遠ハの事ハ拝ハ家ハ
以 作外也先ハ臣従ハ侍従ハ
代ハ家臣ハ侍従ハ
も南大学ハ出ハ家ハ
後ハ臣ハ人組合ハ

ハ家ハ拝ハ侍従ハ
ハ家ハ家臣ハ後ハ一度ハ帳ハ
先ハ侍従ハ
汁一字頂戴ハ家ハ

松平加賀守　松平美濃守　松平幸千代
松平大隅守　松平陸奥守　松平右兵衛守
松平大膳亮　松平相模守　松平大蔵丞
松平能登守　松平信濃守　松平阿波守

松平甲斐守　上杉民部大輔　松平広沢帝

右之後加冠し帝より　御　御字賜ハる之

御盃ニて御諱和泉殿　仰付

一　御一字ハ不下ル

一　御称号ハ不下ル

従先祖御称号御一字不下ル家ニ

伊達右京亮　藤堂和泉守　宗　對馬守

一　御称号ハ下ル家ニて御字ハ不下ル

改名ハ下ル也又ハ二度ハ家も有ル

御津　御治　蜂須賀　阿波守　御称号　御一字ハ用ル

自兵部卿ハ　一有ル

一　関白ハ嫡子初ハ内侍ハ名字ハ家ハ初ハ名字ハ大ク侍従

ハ別ハ　松平又ハ帝ハ初ハ名字ハ大ク侍従

ハ不下ル　御上小所ハ有リ

一　雅楽頭ハ　ハ初叙ハ従五位下ハ侍従ハ兼任也　叙位の

門叙ハ位階ハ昇進ハ　従五位下ハ　仰付　右雅楽頭

北中小ハ侍従ハ　侍従ハ初叙ハ従五位下ハ家ハ昇進ハ

て侍従昇進ハ　ハ政宗ハ嫡子ハ　嫡子ハ不用也

汁代留守附主の汁谷月秋と云武八之書し　汁国書も於
駿中一ツ書し之外安房と云も大廣間列座仕る汁国
八国家臣きうの侍堀家府城し云　上使と家村と在也
汁殿暑し何　汁後藤家乳者おし遠方色位国家も
右度し上使家中要個後陽し就て暑家元何
汁後藤と国持ちり乳者也し

一　国持ちる人も約度只元位年ツり年始し番庭也侍使
ツ面し計元　伊勢長い毎年元　伊勢儀也

一　小幡領主　織田若狭守信右

ちる武ツ右　従足位下侍従　平姓
右信長ちし次男常信信雄位後嗣ちるの所也成年始
番庭元　伊勢

一　汁藩代の歴し侍従只元　伊勢守信し面し年老又也
ち位小ちりて只元　異位と人

一　地位元　伊勢面し西間ツ右位上城主し病ち安城也ても

寺社奉行嗣子　若年寄し嗣子　国持し分男武八男
汁側元　九尚ち長年寄　大汁書所

市書院番所　市中性組番所　甲斐守小笠原所
大目付　所奉行　市郡宮奉行
市作事奉行　市普請奉行　小笠原奉行
西丸市留守居　京都所奉行　持筒衆所
法皇市不所　仙洞所
泉州堺政所　奈良奉行　伏見奉行
久能奉行　駿州山田奉行　長崎奉行
日光奉行　市小性流鏑馬方　大坂所奉行
一　門之家并松平加賀守家老之伺候　伊勢伊賀之家老七人
　　同水戸小出加賀守家老之伺候人　高野勢敦所番人
　　布衣衆　伊勢山田
小笠原組支配　新御番番所　御書院番組番所
中奥市小性　市小納戸　市講奉行
市徒奉行　百人組所　市持弓法師所
市大番　市法師市同　市鉄砲方法師役
市留守居番　市留守居番　二丸市留守居
宮ノ大潮　市目付　市使番
市寄通所　小十人所　市徒所

[illegible]

一位様御用人　月光院様御用人
御廣敷御用人　御方様御用人
奥御右筆組頭　浦賀奉行
二條御城番　大坂御城代
駿河御城番　伊賀半蔵
竹腰右兵衛尉　[illegible]様御用人

一　上使ニ成ル人

御家方御年寄上使者申渡ス時ハ口上

一　御持大名御家来ニ付　上使右ノ口上ハ御家老ヘ
相対ニ成ル　城内　御家老馬場伊織殿
八馬御用馬場上使伊織殿ヘ上ル　御用人
者ヘ対シ　[illegible]

一　御家方御年寄ヘ対シ　上使者ヘ対シ口上ハ
主の面々ヘ使者と口上也　[illegible]
[illegible]

一　御家方御年寄ヘ対シ　[illegible]

一　御公家衆ニ御出張ニ成候ハヽ　松平加賀守　松平
若狭守ニ御伺ひ申ス可也

一　御寄附帳ニ市之丞殿　御用人　作右衛門
尾張徳川殿ハ市郎兵衛殿　御用人　大番頭迄
水戸ハ市郎兵衛殿　御用人　近藤茂右衛門
松平加賀守殿ハ御伺ひ申ス者ニ付　遠藤
御用人　作右衛門

一　御用人　作右衛門
知恩院ハ御伺ひ申ス　御用人　作右衛門
准国主ハ西ノ奉行ハ　上使ハ奏者番

一　京都ハ市郎兵衛殿ハ　上使ハ奏者番
と中興家ハ柳川殿ハ　上使ハ
京都之儀ハ奉行ハ奏者番ニ　上使

長日御用人　文殿院様　御代初御祈願人ハ加藤
作也

一　国家ニ御祈願ハ　上使ハ奏者番　他家ハ格之分

末任侍従内ハ　上使出羽者者ニ而戦事ニ有之候
一　国家ニ御法度事有之候　上使出羽者者ニ被
仰渡家ニ格別ニ遠ケ申候
一　越中富山城主　松平出雲守利隆
三拾万石　従己位下　後年改称　前田
肥後守
右出雲守　松平大和守　松平右京亮
此二家ハ年寄衆出服ニ成　上使出羽者者ニ被仰渡
未ニ年ニ出礼ニ付ニ於　御年寄衆出服ニ成
松平服後守　松平備後守　松平下総守
松平但馬守　松平右京亮
右年寄衆ニ成　上使出羽者者ニ被仰渡
年寄衆ニ成　右ニ於　殿中ニ於　伝授不致御法度ニ付
上使ニ
一　上使ニ出羽者者ニ被仰渡　上使ニ家来出ル迄
可指出也
一　万石以上ハ不及申　御門ニ成ル　右ニ付ハ名ニ
殿中出服ニ　伝授ニ被仰渡　殿中ニ成　伝授ニ出礼

御前ゟ罷出候節　上意之趣御馬廻頭之内御番頭衆御申上
座中ニ而御礼申上候也然ル南紀丹羽馬之助被仰上候之
上意之趣御座候奥祐筆部屋御家人
一　御三家方御年寄御用之節は御三家之衆不残登城被仰候
一　御登城之節御目見之節は御家之衆御礼之儀　城
御目見人有之は御願之節は其時御用掛出　城之節御祝之儀
御表御席之者并御用之御登城之節有之ニ而御床之間　御用之品
御登城之節ニ御座候へ共別段之時之御願之外相伺候
御附御用懸之上　上使之者番頭之内之衆御礼着用之様

御礼使者之儀ハ御役着被仰付候上ニ而三家之衆御伺之上ニ而可被申上候
同人并番頭衆江相済　上使之義子息差遣し
一　右御礼之節三家衆御用番へ御伺之上使者を以御伺之義申上候
御挨拶之儀は其以前之儀可相伺候
諸御役人へも其名官位
一　大老　當時井伊掃部頭　同書御用部屋評定所出座遂判形
御列座
一　宇都宮城主　戸田山城守忠温
高七万八千石　従四位下行侍従　藤姓戸田氏

右月番所用京都大坂より書面ハ加判上野博士寺
知恩院山門役所宛ハ加賀屋旦那寺男相勤長ハ
宮中上座より仁和寺 御外例也

宮中者ハ元任侍従月番より所用ハ右勤ハ京都加判役
博士寺知恩院山門役旦那寺ハ加賀屋相勤ハ
所用雑筆記ハ

一 西丸御書院

右御年寄方より所用向右勤ハ役筆上役例
御役儀等ハ書面ハ御役上役右勤ハ下役西丸

一 老中ハ少納有ハ

大小前号所当附世役ハ登 城ハ長ハ腰ハ右役
御役ハ新役有ハ形合ハ出 城ハ出 城ハ勿論宮中出側所
中未出 城ハ長ハ有ハ所向
御所ハ御ハ 三奉行迄 御所ハ右ハ宮ハ任侍従

京都法月代ハ任侍従 禁裏御所方公家ハ筆
諸侯度惣名京都ハ所用ハ 五畿内丹波播磨迄
八ヶ国ハ事御役所ハ書子御役ハ毎度ハ六年一度
為 御見参府有ハ御書院ハ出勤ハ

[illegible]月廿五日より於御用書院ニ酒宴ありて次ニ御礼ニ表高
御親式有之御中次ニ御座敷ニ而入
一 三万石御城主

[illegible]三万弐千石　従是御下ハ侍従　酒井　書方　実方　大御門
右御役替ニ付
御用書下ル　御城内書下ル　実方　大御門
右京亮ニ次ハ亟若年寄ニ記ス
常憲院様御側御用人ニ付小姓頭光　城ニ帰ル
新番新御番ハ御番ニ
一 京中一同

遊加　高子保ニ文成年七月十日京中並ニ
伊勢右京亮ニ長ハ
名代動方京中ニ進ル　御役替ニ付
跡ニ残ル法事和尚ニ
一 御側御用人南部ニ
帯憲院様　御代ハ年寄ニ
一 大坂御城代ニ
子門様ニ
[illegible]人ニ

[illegible]

一　西丸御側御用人　石川近江守忠義

常陸守従四位　源姓　朝臣

右御側向御用取次御用取次御世話[illegible]

指し大概老中若年寄と申合の上若年寄へ

一　若年寄寺社奉行　御養者書

右従五位下に成候也但寺社御養者仮家ハ格式に[illegible]

[illegible]　御附若年寄ハ元家法式に別而[illegible]

[illegible]御附ハ無之[illegible]

御例也

一　西丸若年寄　右同断[illegible]

御書院番頭

一　大御書頭　二　御書院番頭　三　小性組番頭

同　新番頭　五　小十人番頭

同組頭[illegible]

一　[illegible]　二　新御番組頭　三　大御番組頭

同　小十人組頭

但表御番組頭新番組頭大御番組頭[illegible]番人

小十人組ハ小十人ト市番入ル　作右衛門

同組ハ

一、市小性組　市兵衛ト元　二、市書院番　三、新市番

一、大御番　五、小十人

右番ハ御ハ方ニ死ニ為休暇旨寅ノ八年二月ル

作出羽番小十人ハ同十二年二月右ハ組ル　作右衛門

合三ツ大市番元来西丸能ク動番

大御番ハ

入ル後ハ大御番新ハ書院番ハ市番

大御番ハ二丸ニ動番ハ御番ハ　御下番ハ

ハ右動大御番同ル組ハ中書ハ御番ハ

郎ハ右動ル大撰也ル雨天ハ不及

一、御書院番ハ同組ハ中無力同公ハ後府ハ書ル

作右衛門ハ死ル毎年九月天番也九市服ハ後

相市番ハ合ハ後附服ハ市組ハ中ハ役

死ル將ル　御用人ル　作右衛門

一、後府加番ハ百石ハ上ハ人　大加番ト云

作右衛門ハ後ハ後ハ市服ハ後ハ

毎年九月ハ交代也加番ハ　御番ハ

所に大船小船傷 巳ヒ 年船番 若藤 同上 他かき高一百石以上ハ減ス一百石ヲ勤仕ル役

技技一百石ヲ巳方人技技

一 同年中ハ市使番ハ依 伺年寄人 九十月ヲ極月迄

彼此ニ年寄ヲ以甲斐市番協ス市同役ハ勤仕ル役代ス

一 大市番役年番ヲ以ヲ同役ニ巳組定 毎年二條大坂ヲ番ス

伺年寄ヲ以代番ヲ託ス

大坂 申寅	大坂 乙酉	大坂 甲卯
二條 乙酉	二條 申寅	二條 甲卯

大坂 甲卯	大坂 戊辰	大坂 丙未
二條 丙午	二條 丙未	二條 戊辰

一 二條在番ヲ番ス役ヲ

一 同役中役ヲ

一 江番ス役ヲ

毎年年番ヲ同年上ヲ長ヲ人定ル市奉行ヲ同役ヲ勤

市数所役ヲ人同伝ヲ定ル人一ヲ不ル在職ヲ月迄

巳月二月

巳月 三日巳日 六日六日

巳月七日 名古屋中十 伺

[illegible]

一　二條大番所彼地交代　七月十四日

一　同組中交代　同月十六日　十七日　十八日

一　江戸番所交代　八月十九日

右初交番し来る番所入　城中後藤源四郎来明

組中ハ交代ス

一　大坂在番大番所組変更　七月朔日　但大小月八日ヨリ

一　同組中変更　七月朔日ヨリ

一　同組番所変更　七月朔日ヨリ

一　大坂大番所彼地交代　八月七日

但平番し人数御加勢遣し清用

お勤ハ御用ハ交代し時宜ハ先達而彼地変更

一　同組中交代　八月八日九日十日十一日

一　江戸番所交番　八月十日

右交代し相済二条清番代り同番

一　二條大坂在番清服し宜清服相済通

江戸番所今夕刻時限相済　但長崎十夜時限ヨリ

組中白銀十枚山宮氏嫡子　河内殿

一 大坂加番 万石以上已上人毎年八月交代 作右
但三万石未満人一三万石之人毎年交代 右別古い
大身武勤ス
一 殿様彼地交代ス日限是又市脇ヘ芝浦銀蔵ヘ通
知致ス市脇ヘ芝銀蔵ヘ負数付渡ス形成ス
附役ハ一万石迄ハ大小十人宛同年勤ス
右於彼地高一倍御米受ス
一 壹番立 七月十六日
一 貳番立 同 十一日
一 三番立 同 十七日
一 四番立 同 十八日
一 大坂加番
一 一番代り 八月二日
一 二番代り 同 四日
一 三番代り 同 六日
一 四番代り 同 十六日
右交代ス相ル
一 大坂御城門加番小屋割

山里　大内の屋　中小屋　青屋口　厚木坂

一　大坂出月斗八隊出侍番を人数書し問かを人数
作斗彼此を京問京都へ代りへ兵粮を運ん動と
不世と出て上方月斗と唱ふ永年三月十日京都花交代
一　禁裏御所方大番八隊を擬番付い脇所番山口
御所主武人へ組合京府内城　作斗右屋敷へ
武人へ陽月京都へ来年京都大火
し付八自分義合如馬是八大消一通り来小ひ
禁裏ちかのへ御所へ近の家業薬師

扶施出病本し新恵用意代人数を拾百石以上七十騎
是恒二拾人七八百石八八騎是恒二十人位義中百八騎へ
家来騎馬役人八家老番頭番頭番頭番頭番頭
新合十騎二斗法役人数来出張右口屋敷へ書
へ斗御騎を出て京都大火へ京小人数を自分
と合出馬事十騎斗有へ京都大事へ斗出年八
八備侍人字法へ義指へ家人数斗七年ヨリ
京都出屋へ京通を出て五斗有へ武百石へ大坂
を人へ毎年二月朝日九月朝日年代りへ自斗来

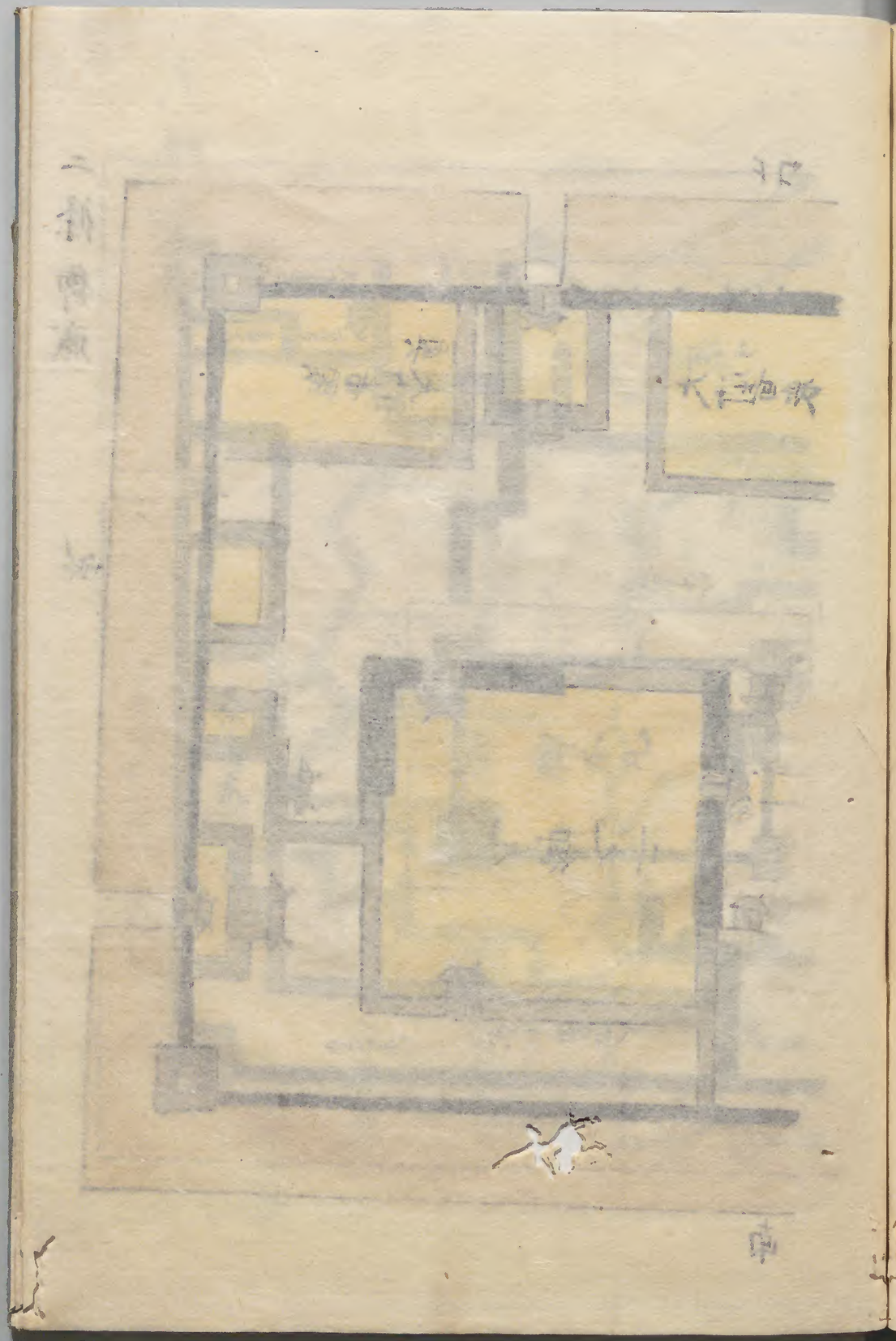

一　長濱出羽守八月分ハ出羽役番ゟ多年有之

二條
大坂　御城ゟ御屋敷迄

二條御城

北

南

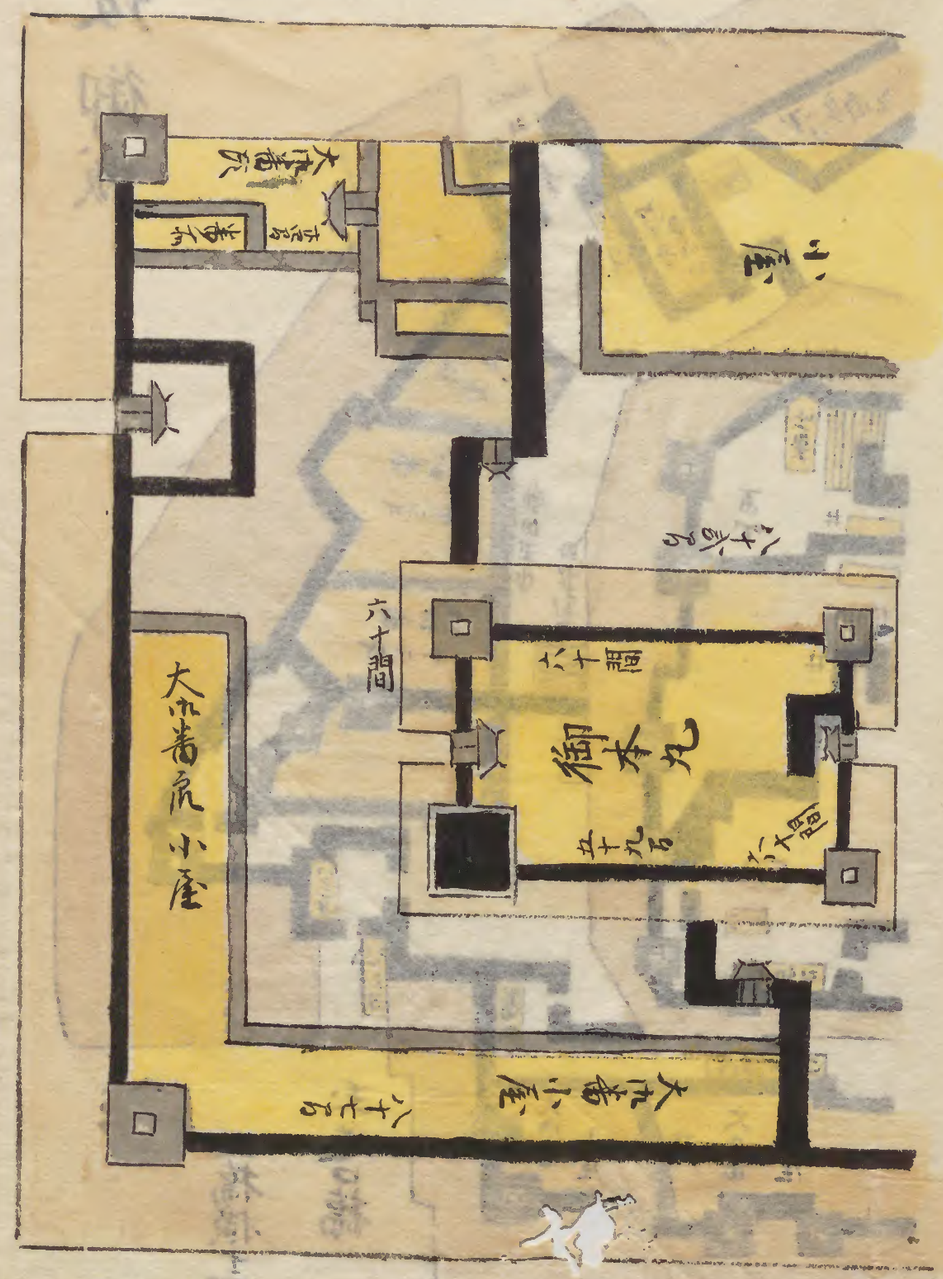

大坂御城

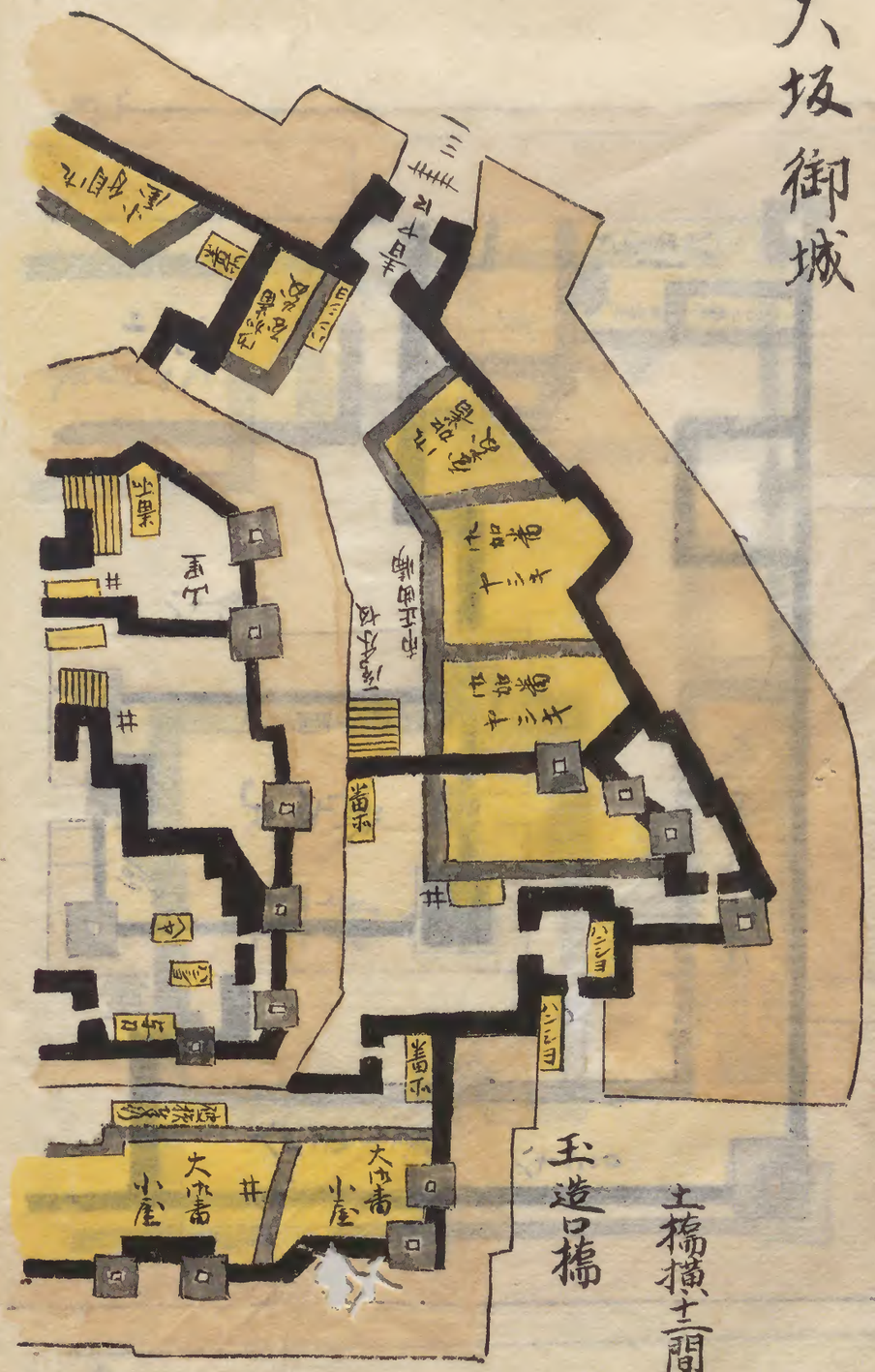
玉造口橋
土橋横十二間
大小番小屋
大小番小屋
番所
番所
ハンシヨ
ハンシヨ
本丸
二の丸
三の丸

大手口橋
常盤橋
御本丸
大小番小屋
大小番小屋
番所
番所

文化十一甲戌歳
八月上旬写置之
川口持所

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan